

第2項 放射線の監視体制の充実

1 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和62年12月に科学技術庁(現文部科学省)からの委託を受け、昭和63年度から環境放射能の監視を開始し、継続して空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている。(現在は、原子力規制庁からの委託)

また、平成23年3月12日に発生した東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故を受けて、平成24年4月から、モニタリングポストを4局増設し、県内5局で空間放射線量率を常時監視しており、降下物等の測定結果とともにホームページにて情報提供を行っている。

(1) 空間線量率の現況

空間放射線量率の測定は、空間における放射線の量を調べるもので、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分県内5局(衛生環境研究センター(大分市)、大分市立佐賀関小学校(大分市)、大分県立佐伯豊南高等学校(佐伯市)、大分県日田総合庁舎(日田市)、大分

県立国東高等学校(国東市))に設置しており、年間の空間放射線量率は資料編 表 大気8のとおりで異常は認められなかった。

なお、モニタリングポスト設置市を除く県内各市町村においてサーベイメータによる地上1mの地点での空間放射線量率の測定を年4回実施したが、異常は認められなかった。

(2) 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析(放射性ヨウ素131、セシウム134、137等)を行っている。

2 調査結果

(1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市(衛生環境研究センター)で、1日あたり1mm以上の降水のあった69検体について測定した結果は、資料編 表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

(2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壤の環境試料中に含まれる放射性ヨウ素131、セシウム134、137等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

令和3年度の調査では、土壤及び牛乳から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 大気10のとおりである。

第4節 資源循環の推進と廃棄物対策

第1項 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進

3Rの取組が着実に進み、ごみの排出量が削減され、廃棄物の最終処分量も減少してきている。廃棄物の排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環社会の構築を図るために、廃棄物を資源として捉えた取組を進めるとともに、循環産業を育成していく必要がある。

また、不法投棄などの廃棄物の不適正処理は減少傾向にあるものの、依然として後を絶たない状

況にあるため、さらなる取組を行い、周辺住民の不安を除く必要がある。

1 廃棄物処理計画

本県では、廃棄物処理法の規定及び「大分県環境基本計画」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の施策の一つである「資源循環の推進と廃棄物対策」を実行するための個別計画として、「**大分県廃棄物処理計画**」(策定期限 第一次：平成13年度、第二次：平成18年度、第三次：平成22年度、第四次：平成27年度)を

策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

令和2年度には、新たに「第5次大分県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物対策として①循環型社会の構築に向けた意識改革、②ごみ減量化及び再資源化の推進、③ごみの適正処理の推進、④災害廃棄物の処理体制の充実、また、産業廃棄物対策として①排出抑制、循環的利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を図るとともに、一般廃棄物の新広域化ブロックや産業廃棄物処理施設の整備に関する事項を定め、適切な施設整備の方針としている。

また、平成27年度に、「大分県災害廃棄物処理計画」を策定し、令和元年度に最新の災害廃棄物処理にかかる知見を反映した計画の見直しを行った。

2 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

令和2年度に県内で排出されたごみの量は、表2.2-59のとおり、396千トン(1人1日あたり950gグラム)となっている。

このうち、市町村(一部事務組合を含む)が処理したごみは、393千トン(排出量の99.4%)となっている。

また、これらのごみを処理する市町村(一部事務組合を含む)のごみ処理施設は、ごみ焼却施設12施設(公称処理能力1,599t/日)、粗大ごみ処理施設4施設(公称処理能力64t/日)、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設12施設(公称処理能力320.7t/日)、ごみ燃料化施設2施設(公称処理能力112t/日)及び埋立処分施設15施設(残余容量877千m³)となっている。

イ し尿処理の現況

令和2年度に県内で処理されたし尿の量は、表2.2-60のとおり、422,735キロリットルとなっている。

このうち市町村(一部事務組合を含む)が処理したし尿の量は、414,061キロリットル(排出量の97.9%)となっている。

また、これらのごみを処理する市町村(一部事務組合を含む)のし尿処理施設は、16施設(公称処理能力1,378.69キロリットル/日)である。

ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

令和3年度における県内的一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表2.2-61

のとおりである。

(2) 災害廃棄物の処理状況

令和2年7月豪雨により、県下で1,090棟の建物被害が発生し、大分市(145トン)、日田市(6,602トン)、竹田市(82トン)、由布市(1,995トン)、九重町(6,146トン)、玖珠町(1,247トン)の家屋の公費解体や片付けごみ等の災害廃棄物処理を行った。

また、令和3年8月の大雨では、玖珠町で家屋解体等の災害廃棄物処理(66トン)を行った。

(3) 産業廃棄物の現況

令和3年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、令和2年度の本県における産業廃棄物の発生量は9,342千トンと推計され、令和元年度の9,491千トンに比べ149千トン減少している。

また、発生量から有償物量の6,301千トンを除いた排出量は3,041千トンとなっており、令和元年度の3,312千トンに比べ271千トン減少している。

ア 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く842千トン(27.7%)、次いで農業・林業826千トン(27.2%)、製造業778千トン(25.6%)、電気・水道業464千トン(15.3%)となっており、この4業種で全体の95.7%を占めている。

イ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、汚泥が最も多く854千トン(28.1%)、次いで動物のふん尿822千トン(27.0%)、がれき類652千トン(21.4%)となっており、この3種類で全体の76.5%を占めている。

ウ 産業廃棄物の処理状況

排出量3,041千トンのうち、脱水や焼却、破碎等中間処理された量は2,990千トン(98.3%)となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は39千トン(1.3%)となっている。

また、中間処理により851千トン(28.0%)が減量化されており、2,102千トン(69.1%)が資源化・再生利用されている。残りの77千トン(2.5%)は最終処分されている。

表2.2-59 ごみ処理状況の推移

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
計画処理区域内人口(千人)		1,184	1,178	1,169	1,160	1,152	1,141
計画処理区域ごみ総排出量(t/年)		408,386	401,673	399,535	401,250	405,385	395,733
ごみ処理量	直接焼却	323,464	320,840	321,043	324,124	328,099	321,138
	直接埋立	2,878	2,795	2,795	2,897	2,890	3,261
	直接資源化	10,250	10,275	9,309	8,989	8,728	8,740
	高速堆肥化	596	473	499	541	494	443
	その他	64,124	60,244	61,507	60,662	61,067	59,917
	計(t/年)	401,312	394,627	395,153	397,213	401,278	393,499
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)		942	934	936	948	962	950
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		939	925	920	919	918	901

※ごみ処理量には、資源化量を含まない。

表2.2-60 し尿処理状況の推移

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
人口(人)	水洗化人口	496,322	500,754	505,161	512,650	525,691	529,836
	コミュニティプラント人口	659	584	4,012	591	608	587
	浄化槽人口	553,566	550,729	543,421	532,294	518,220	507,121
	計①	1,050,547	1,052,067	1,052,594	1,045,535	1,044,519	1,037,544
	非水洗化人口	124,425	117,463	108,901	103,238	97,049	95,291
	自家処理人口	8,955	8,112	7,990	11,035	10,228	8,249
処理量(kl)	計②	133,380	125,575	116,891	114,273	107,277	103,540
	計画処理区域内人口(総人口)①+②	1,183,927	1,177,642	1,169,485	1,159,808	1,151,796	1,141,084
	非水洗化率(%) ②÷(①+②)	11.3%	10.7%	10.0%	9.9%	9.3%	9.1%
	浄化槽汚泥処理量③	313,919	316,191	320,286	321,640	327,693	328,550
	し尿処理施設	101,744	97,928	94,076	92,361	87,774	85,511
	ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0	0
処理量(kl)	メタン化施設	0	0	0	0	0	0
	下水道投入	0	0	0	0	0	0
	農地還元	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	し尿処理量計④	101,744	97,928	94,076	92,361	87,774	85,511
	し尿+浄化槽汚泥処理量③+④	415,663	414,119	414,362	414,001	415,467	414,061
自家処理量	し尿処理量⑤	6,739	6,535	6,608	10,581	9,798	8,674
	浄化槽汚泥処理量⑥	171	152	0	0	0	0
	自家処理量計⑤+⑥	6,910	6,687	6,608	10,581	9,798	8,674
し尿処理量計(し尿+浄化槽汚泥+自家処理量)③+④+⑤+⑥		422,573	420,806	420,970	424,582	425,265	422,735
くみ取りし尿排出量計④+⑤		108,483	104,463	100,684	102,942	97,572	94,185
1人1日当たりくみ取りし尿排出量の全国値(1/人・日)(④+⑤)÷②		2.22	2.28	2.36	2.47	2.49	2.49
1人1日当たりくみ取りし尿排出量の全国値(1/人・日)		2.51	2.52	2.54	2.62	2.68	2.71

表2.2-61 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	2年度	3年度	2年度	3年度
ごみ	608	480	1,170	916
し尿	0	0	20	16
浄化槽	0	0	46	36
その他	2	3	453	360
計	610	483	1,689	1,328

3 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、現在「第5次大分県廃棄物処理計画(令和3年度～令和7年度)」で広域化目標を設定し、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会との連携を図りながら、「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需給調査」などの取組を行政と業界が一体となって進め、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくくなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者による処理施設の整備動向等を踏まえながら、適正な処理施設の整備を進めている。

4 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物税の活用

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その税収を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

(2) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、一定規模以上の施設(管理型最終処分場については埋立地の面積が1,000m²以上のもの、安定型最終処分場については埋立地の面積が3,000m²以上のもの)が許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積の大小にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令(いわゆる共同命令)が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して浸透水、排出水及び周縁地下水の水質検査の実施、

安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県では、不適正な埋立処分を防止するため、産業廃棄物監視員を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。令和3年度は、安定型最終処分場14施設の浸透水、管理型最終処分場2施設の放流水及び各最終処分場の周辺地下水について水質検査を実施した。その結果、安定型最終処分場1施設において、浸透水の基準超過が確認された。同日に行われた自主検査の結果が基準に適合していたことから、搬入停止等の措置は取らず、毎月検査を実施することで経過を観察することとしたが、その後、基準超過は認められなかった。(表2.2-62参照)

表2.2-62 令和3年度最終処分場水質検査実施状況

検査項目	浸透水		放流水		地下水	
	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数	検査件数	超過件数
B O D	38	0	6	0	-	-
C O D	38	0	6	0	-	-
その他	29	1	6	0	23	0

(3) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の廃棄物処理法の改正により、施設の構造及び維持管理の規制が強化された。また、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行され、一定規模以上の廃棄物焼却炉(火床面積が0.5m²以上または焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの)において、排ガス、集じん灰及び焼却灰のダイオキシン類濃度を測定することが義務付けられた。

県では、不適正な焼却処分を防止するため、定期的な立入調査を行うとともに、設置者が行う焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を隨時確認している。

(4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数について、令和3年度の不法投棄件数は48件と、依然として数多く発生しており、憂慮すべき状況である。(表2.2-63参照)

このため、県では、産業廃棄物監視員による排出事業者や処理業者への定期的な立入調

査を実施し、産業廃棄物の不適正保管等に対する監視・指導を行うとともに、山間部など不法投棄が行われやすい箇所を巡回し、不法投棄の発見に努めている。

また、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視のほか、監視カメラや不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄対策を強化している。

併せて、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を各保

健所単位で設置したほか、市町村職員による産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能となる「市町村職員の県職員併任制度」を設けるなど、関係機関との連携を強化し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

行政指導に従わない業者等については、積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い、悪質な業者の排除の徹底を図っている。

表2. 2-63 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数(過去5年間)

1 種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数

年 度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
燃え殻	7	3		2	3	7	3		2	2
汚泥	2					2				
废油		1				1	1			
废酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	9	27	13	26	21	17	18	9	19	19
紙くず	1		3		3	2		2		2
木くず	22	29	18	26	15	25	22	14	17	20
繊維くず	1	3	9	3	2	2	3	4	1	2
動植物性残さ			2			1		2		1
動物系固形不要物										
ゴムくず	2	3				1	3			
金属くず	4	15	6	13	9	5	10	6	10	7
ガラスくず等	2	18	5	7	7	3	13	4	6	6
鉱さい										
がれき類	16	30	21	30	18	13	19	14	20	18
動物のふん尿	2	1	1	3	1	2	2	1	4	1
動物の死体								1		1
ばいじん	1					1				
その他の										
合 計	69	130	78	110	79	82	94	57	79	79

*不法投棄や苦情処理各1件に対し、対象となる産業廃棄物の種類が複数に及ぶ場合があるため、1と2の合計件数は必ずしも一致しない。

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数

年度	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
東部保健所	4	6	2	4	3	5	4	0	3	3
国東保健部	1	10	5	5	8	2	8	6	7	6
中部保健所	1	3	2	3	3	0	0	1	1	2
由布保健部	3	5	4	4	4	3	2	2	2	3
南部保健所	3	5	4	1	2	8	2	6	1	6
豊肥保健所	0	2	2	15	8	3	2	2	11	10
西部保健所	6	5	6	10	4	8	7	6	7	3
北部保健所	16	14	9	9	9	18	12	8	7	9
豊後高田保健部	2	4	5	5	7	0	0	1	5	9
合 計	36	54	39	56	48	47	37	32	44	51

*東部=別府市・日出町・杵築市／国東=国東市／中部=臼杵市・津久見市

由布=由布市／南部=佐伯市／豊肥=竹田市・豊後大野市

西部=日田市・玖珠町・九重町／北部=中津市・宇佐市／豊後高田=豊後高田市

(5) PCB廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により、県内の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB処理事業所で処分を行うことが義務づけられており、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等は平成30年3月31日までに、安定器等・汚染物は令和3年3月31日までに処分を行うことが義務づけられた。

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者等に委託して処分を行う必要がある。

県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めるため、平成18年3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定して、PCB廃棄物の保管事業者に対する立入指導や助言等を行ってきた。また、未処理のPCB廃棄物を掘り起こすための調査を平成26年度から実施してきた。

平成30年1月から、県内のPCB使用安定器の本格的な掘り起こし調査に着手し、テレビCM、新聞広告、関係団体への訪問、調査費用の補助制度の創設、説明会の開催等の取組を実施してきた。

その結果、処理完了期限時点で把握した廃棄物については、処分を完了した。

処理完了期限後に発見された廃棄物については、適正に保管するよう指導しており、現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所での処分を調整している。

5 地域住民の不安解消のための措置

(1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、産業廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

6 循環型社会構築加速化の取組

(1) セメント工場への廃棄物搬入体制の整備

焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、市町村や一部事務組合、関係団体を構成員とする「おおいた資源循環推進協議会」を平成29年2月15日に設置し、焼却残さの全量セメント化をはじめとする資源循環の仕組みづくりに取り組んできた。

令和3年度には焼却飛灰のセメント原材料化によるリサイクルを促進するため、輸送費用に係る補助制度を創設し、セメント工場への搬入体制の整備を図った。

(2) 循環産業の育成

ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化に関する研究開発等について

平成30年度から、県内で排出される産業廃棄物等を地域資源として活用し3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進による環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るために、産業廃棄物等の発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発等に必要な経費の一部を補助する大分県資源化推進モデル事業を実施している。

平成30年度は3件、令和元年度は4件、令和2年度は1件、令和3年度は3件の事業を採択した。

イ 経営セミナー等について

循環産業の経営基盤強化を図り、適正処理を推進するため、令和3年度は公認会計士を講師に決算書とビジネスチャンスをテーマに経営セミナーを開催した。また、産業廃棄物処理業者のレベルアップを図るために、廃棄物処理におけるコンプライアンスをテーマに養成セミナーを開催した。

第2項 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の容器包装リサイクル法制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の形成を進める

各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に**大分県廃棄物処理計画**を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す(現在は令和3年3月に定めた第5次計画期間中)とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

1 3Rを推進する取組

(1) リデュースの推進

ア マイバッグの利用促進の取組

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持ってお買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。令和2年3月末の時点では、33事業者1組合323店舗が参加し、令和元年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は84.1%となった。

なお、令和2年7月1日から全国一律にレジ袋が有料化されたが、今後も引き続きマイバッグの利用促進に取り組んでいく。

イ 食品ロス削減の推進

平成25年度から「おいしい大分食べきりキャンペーン」として、飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを減らすための啓発活動を開始した。小盛りメニューなどを提供する飲食店向けの「食べきり協力店」、少量ずつ小分けしたパックの販売を行う総菜店向けの「食べきり応援店」の登録や「わが家のエコ料理コンテスト」に取り組んできた。食べきり協力店・応援店の取組については、九州では本県が早くから取り組んでおり、28年度からは九州全体に広がった。令和4年10月末時点で、協力店は251事業者418店舗、応援店は40事業者124店舗である。

平成28年度からは新たに、宴会料理の食べ残しによる食品ロスを削減するため、予約時には適量を注文し、宴会の開始後30分間とお開きの前の10分間は自席で料理を楽しむ「おおいた30.10運動」に取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して啓発チラシを配布するなど広く周知を図った。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日公布、同年9月27日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとし、10月を「食品ロス削減月間」、同月30日を「食品ロス削減の日」とすることが明記された。

国が策定した「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、令和3年3月に県の食品ロス削減推進計画を策定。令和3年10月には、県民総参加で食品ロス削減の推進を図るため、大分県食品ロス削減推進協議会を設立し、大分県内の食品ロス削減に向けて、具体的な取組を実施している。

(2) リユースの推進

県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん(大分県版)」として登録(令和4年3月現在447店舗)し、県のホームページで修理する店舗の情報を紹介することにより、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図った。

(3) リサイクルの推進

ア 大分県リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け、リサイクル製品の普及を促進している。(令和4年3月末現在、264製品を認定。)なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を依頼している。

(4) プラスチックごみ削減推進の取組

海洋プラスチック問題をはじめとして、プラスチックごみの削減が世界的にも大きな課題となっていることから令和3年3月に新たに「大分県プラスチックごみ削減推進協議会」を設立し、事業者、消費者及び行政等が連携、協働し、プラスチックごみ削減の推進に向けて、分科会を設置して具体的な取組を図った。

第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、動植物に由来する有機物である資源が豊富に存在しており、こうした農山漁村地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーの利用など積極的な活用推進を図るため、平成28年2月に「大分県バイオマス活用推進計画」を策定した。

この計画は、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な指針等を定めた国の「バイオマス活用推進基本計画」及び、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における環境部門での施策を具体化した「第3次大分県環境基本計画」を受けて、地域のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指すものである。

第3次大分県環境基本計画では、2024年(令和6年度)を目標年として設定し、達成に向けて、それぞれの担当部門において取り組むこととしている。令和3年度(計測値は令和2年度)における進捗状況については下表のとおりである。

【環境指標】

指標項目	単位	現状 R3 (R2)	目標	
			R3 (R2)	R6 (R5)
廃棄物系バイオマス利用率	%	97.5	98.6	98.7
未利用バイオマス利用率	%	73.9	79.6	80.3

注)カッコ内は測定年度

2 プランの主な取組

(1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では、「バイオマстаун」については日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市の7市町が認定を受けており、また「バイオマス産業都市」については佐伯市、臼杵市、国東市、竹田市の4市が認定を受け、地域の特性を活かしたバイオマス活用の取組が行われている。今後は新たにバイオマスの活用に取り組む市町村に対し、市町村バイオマス活用推進計画の作成等の支援を行う。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置やエフオン日田、グリーン発電大分、日田資源開発協同組合の設立により、家畜排せつ物(豚糞)、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化や製材残材、杉バーク等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

(2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア エネルギー関連産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、大分県エネルギー産業企業会を平成24年度に設立。県内企業が取り組む地熱、小水力、バイオマス等に関する製品・技術開発から販路開拓までの活動について支援を実施している。

イ 家畜用飼料の高騰対策として、県内食品製造事業所等で発生する食品製造残渣の飼料化について、行政・試験研究機関・食品製造業者、飼料製造業者を構成員とし、実証試験を実施。濃厚飼料の代替えとして、既に実用化されている。